

○鈴鹿工業高等専門学校図書館利用規則

〔平成17年1月17日〕
規則第74号
最終改正平成28年3月16日

鈴鹿工業高等専門学校図書館利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校図書館規則（平成17年規則第73号）第4条の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）の図書館の利用及びその手続に関する必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本校の学生及び教職員
- (2) 図書館の利用を申し出た一般の利用者（以下「一般利用者」という。）

(休館日)

第3条 休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、休日等が授業実施日となる場合は、開館するものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 12月28日から1月4日まで
- (4) 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号）第12条に規定する春季休業、夏季休業、冬季休業、学年末休業、臨時の休業日（以下「春季休業等」という。）における土曜日
- (5) 蔵書点検等のため図書館長が必要と認める日

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めるときは、臨時に休館又は開館することがある。

(開館時間)

第4条 開館時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 平日 9時から20時30分まで
- (2) 土曜日 9時から17時まで

2 前項第1号の規定にかかわらず、春季休業等における平日の開館時間は、9時から17時までとする。

(閲覧及び貸出)

第5条 図書館資料の閲覧及び貸出の手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 開架の図書館資料は、書架から取り出して閲覧することができる。この場合において、閲覧後は元の位置又は図書館受付（以下「受付」という。）に返却しなければならない。
- (2) 開架の図書館資料の貸出を希望する場合は、学生にあっては学生証を、教職員にあっては

教職員証を、一般利用者にあつては、リブレカード（以下「利用者カード」という。）を受付に提出しなければならない。

- (3) 閉架の図書館資料の閲覧又は貸出を希望する場合は、受付に申し出るものとする
- (4) 図書館資料の文献複写を希望する者がある時は、これに応ずることができる。
- (5) 前号に規定する文献複写の手続は、校長が別に定める。

2 図書館資料の貸出できる冊数及び期間は、次のとおりとする。ただし、学生の卒業研究又は特別研究を目的とし、指導教員及び図書館長が特に必要と認める場合には、所定の冊数及び期間を超えて貸し出すことができる。

学 生	5冊以内	14日以内
教 職 員	5冊以内	14日以内
一般利用者	3冊以内	14日以内

- (1) CD及びカセットテープの貸出は、1人1点、14日以内とする。ただし、図書館資料に付属のCDはこの限りではない。
- (2) 新聞、雑誌の最新号、ビデオテープ、DVD及び禁帯出のラベル貼付の図書の貸出は、原則として行わない。ただし、図書館長が特に必要と認める場合には、この限りではない。
- (3) 貸出した図書館資料は、所定の期間内に返却しなければならない。ただし、同一の図書館資料を所定の期間を超えて貸出を希望する者は、当該期間内に、継続の手続きをとらなければならない。その場合の同一の図書館資料の継続貸出は、原則1回限りとする。
- (4) 貸出した図書館資料は、責任をもって保管し、他人に転貸してはならない。
- (5) 図書館長は、春季休業等の期間中は、学生に限り図書館資料の貸出できる冊数及び期間を延長することができる。

（視聴覚機器の利用）

第6条 視聴覚機器等の利用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 視聴覚機器の利用を希望する者は、受付に申し出るものとする。
- (2) 視聴覚機器の利用時間は開館時間内とし、視聴覚機器の貸出は原則として行わない。ただし、図書館長が特に必要と認める場合には、この限りではない。
- (3) 視聴覚機器で使用できる資料は、図書館資料及び各学科に備え付けの資料に限るものとする。ただし、図書館長が特に必要と認める場合には、この限りではない。

（一般利用者の利用手続）

第7条 一般利用者が、本校の図書館を利用しようとする場合には、利用者カードの発行を受付に申請するものとする。この場合において、当該者の氏名、連絡先等の確認ができるものを受付に提示するものとする。

2 利用者カード発行の手続きに必要な事項は、図書館長が別に定める。

（館内規律）

第8条 図書館の利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) 飲食等をしないこと。
- (3) 図書館資料、設備及び施設等を汚損、破損しないこと。
- (4) 館内では係員の指示に従うこと。

(弁償)

第9条 利用者は、図書館資料、設備及び施設等を亡失又は破損したときは、直ちにその旨を受付に報告しなければならない。

2 利用者が故意又は重過失により図書館資料、設備及び施設等を亡失又は破損した場合には、一部又は全部の費用を弁償するものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用に当たって必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年3月16日から施行し、平成27年11月1日から適用する。